

子供たちの明るい未来のために 教職員の働き方改革を推進します



社会の急激な変化が進む中で、子供が予測不可能な未来を幸福に生きていく力を育成することが急務となっています。そのためには、学校において、わくわくする授業など効果的な教育活動を創造し、自ら学び成長していく資質・能力を子供に育むことが重要です。

働き方改革は、教職員がこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨き、人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的としています。

働き方改革は、教育委員会や教職員だけで進めることはできません。子供たちの明るい未来のために、学校における働き方改革について、保護者、地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

☆学校行事やPTA 活動を見直しています

- ・学校の教育活動をコロナ禍前に戻すのではなく、学校行事や学年単位の行事等を教育目標達成の視点で見直し、精選や簡素化を進めます。
- ・PTA の夜間の会合の開始時刻を早めることや PTA 活動内容の見直しなどを進めます。

☆会議や面談が勤務時間内に終了するよう時間を設定しています

- ・打ち合わせや諸会議、面談等が勤務時間内に終わるよう設定時間を調整します。

☆出欠席の連絡やお便りの配信のオンライン化を進めています

- ・市教委による整備が整い、現在、学校希望等の必要に応じて、学校ごとにオンライン化を進めています。学校から保護者アプリの登録依頼がありましたらご協力ください。

☆部活動ガイドライン（R5改訂）にそって部活動に取り組みます

- ・上越市の中学校では、平日1日と土日は部活動を行わず休養日としています。土日を休養日とする点については R5～8年度に段階的に進めます。
- ・現在、「地域の新しいスポーツ・文化活動の仕組みづくり」を進めています。

☆7月から土日や学校閉庁日の緊急の連絡は、市教委が受けます

- お子さんの命にかかわること（交通事故や急な病気やけがによる入院や手術など）の連絡は、
- ・平日 これまでどおり各学校の学校緊急電話へ。
 - ・土日や祝日、学校閉庁日（8月9日～16日、年末年始）は、上越市教育委員会の緊急電話へ。

市教委緊急電話 080-2371-0781

※ 学校緊急電話、市教委緊急電話は、通話のみの使用です。メール等は使用できません。

上越市では、国が定めた法令や県条例を受けて、働き方改革推進に向け、以下のとおり「教員の勤務時間の上限」を定めています。

- ・ 時間外の勤務時間を「1 か月 45 時間以内」「1 年間 360 時間以内」を目標とします。
- ・ 「月 80 時間超の時間外勤務」※ 「年間 720 時間超の時間外勤務」を行っている教員をゼロにします。
※月 80 時間超：過労死や健康障害の危険性が指摘されています。

上越市で働く教職員の実態は・・・



| 令和5年度各月 | | 45時間超 | 80 時間超 |
|---------|----|-------------|------------|
| 小学校 | 4月 | 491人(64.2%) | 74人(9.7%) |
| | 5月 | 457人(59.9%) | 59人(7.7%) |
| 中学校 | 4月 | 230人(54.8%) | 39人(9.3%) |
| | 5月 | 257人(61.2%) | 51人(12.1%) |

| R4(年間) | 360時間超 | 720 時間超 |
|--------|-------------|-------------|
| 小学校 | 550人(70.8%) | 133人(17.1%) |
| 中学校 | 322人(75.1%) | 107人(24.9%) |

令和4年度 年間の教職員の平均は…
45 時間超
小学校 県:33.2% (上越市:42.3%)
中学校 県:48.9% (上越市:45.9%)
80 時間超
小学校 県: 3.0% (上越市:6.2%)
中学校 県:11.8% (上越市:9.6%)

前年度の数値と比較すると、小学校の 720 時間超以外は、長時間勤務が減っていますが、「『月 80 時間を超える時間外勤務』『年間 720 時間を超える時間外勤務』を行っている教員をゼロにします。」という目標にはまだ届きません。

過労死ライン（月 80 時間超の時間外勤務）を超えて働く教職員の健康が心配です。

ご協力ありがとうございます。 ～令和4年度 学校の取組から～

- ◎家庭からの欠席・遅刻・早退連絡をオンライン化したことで、職員の電話対応が軽減されました。
- ◎放課後や休日の忘れ物について、勤務時間内に取りに来ていただくようお願いしたところ、職員の時間外の対応が削減されました。
- ◎7:30～17:30 以外の時間帯の電話対応を原則廃止し、保護者との面談や支援会議等を勤務時間内に行うようにした結果、学級事務や教材研究の時間が生まれました。
- ◎通知表を前期(10月)、後期(3月)の年2回配付にした結果、7月、12月の時間外勤務時間が減りました。

「働き方改革」の取組は、学校の規模や状況によって、学校ごとに異なります。
引き続き、各学校の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

